

消費税への軽減税率制度の導入を求める意見書

厳しい財政状況の下、一段と本格化する少子高齢社会にあって、社会保障経費を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連法案が昨年八月に成立し、安倍総理は法律のとおり平成二十六年四月一日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をした。法律ではさらに平成二十七年十月には10%へ引き上げられる予定となっている。

消費税率の引上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8%引上げ段階では「簡素な給付措置」が実施されることとされている。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であることから、抜本的かつ恒久的な対応が求められており、特に食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも国民の約七割が導入を望んでいる。

与党の平成二十五年度税制改正大綱では「消費税10%への引上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とし、「本年十二月に予定の二〇一四年度与党税制改正決定時までに関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」と合意されている。

よって、政府におかれては、「軽減税率制度」の導入へ向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、その実現へ向けての環境整備を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年十二月十一日

大分県議会議長 近 藤 和 義

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

総務大臣 新藤義孝 殿